

松浦市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び番号法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 番号法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1に掲げる機関が行う同表に掲げる事務、別表第2に掲げる機関が行う同表に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う番号法別表第2に掲げる事務とする。

- 2 別表第2に掲げる機関は、同表に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長又は教育委員会は、番号法別表第2に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程

の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 別表第3に掲げる情報提供機関は、番号法第19条第10号の規定により同表に掲げる情報照会機関が同表に掲げる事務を処理するために必要な同表に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合に当該特定個人情報を提供することができる。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年6月27日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年9月30日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年12月23日条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

| 番号 | 機関 | 事務 |
|----|----|--|
| 1 | 市長 | 松浦市障害者の福祉医療費の支給に関する条例（平成18年松浦市条例第83号）による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| 2 | 市長 | 松浦市子ども医療費助成に関する条例（平成22年松浦市条例第14号）による医療費助成の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| 3 | 市長 | 松浦市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成22年松浦市条例第15号）による医療費助成の支給に関する事務であって規則で定めるもの |

| | | |
|----|-------|---|
| 4 | 市長 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の10に基づく避難行動要支援者名簿作成事務であって規則で定めるもの |
| 5 | 市長 | 健康診査及びがん検診事業の実施に関する事務（健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務を除く。）であって規則で定めるもの |
| 6 | 市長 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知）により実施する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの |
| 7 | 市長 | 松浦市公営住宅条例（平成18年松浦市条例第162号）による単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの |
| 8 | 市長 | 松浦市特定公共賃貸住宅条例（平成18年松浦市条例第163号）による特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの |
| 9 | 市長 | 松浦市再開発住宅条例（平成18年松浦市条例第164号）による再開発住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの |
| 10 | 市長 | 松浦市定住促進住宅条例（平成21年松浦市条例第40号）による定住促進住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの |
| 11 | 市長 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの |
| 12 | 教育委員会 | 学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づく松浦市児童生徒等就学援助事務取扱要綱（平成24年松浦市教育委員会訓令第2号）による援助に関する事務であって規則で定めるもの |

別表第2（第4条関係）

| 番号 | 機関 | 事務 | 特定個人情報 |
|----|----|--|---|
| 1 | 市長 | 松浦市障害者の福祉医療費の支給に関する条例（平成18年松浦市条例第83号）による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報、医療保険給付関係情報、子ども医療費助成関係情報、ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの |

| | | | |
|---|----|---|---|
| | | | の |
| 2 | 市長 | 松浦市子ども医療費助成に関する条例（平成22年松浦市条例第14号）による医療費助成の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 住民票関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、医療保険給付関係情報、福祉医療費支給関係情報、ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの |
| 3 | 市長 | 松浦市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成22年松浦市条例第15号）による医療費助成の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、医療保険給付関係情報、福祉医療費支給関係情報、子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの |
| 4 | 市長 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の10に基づく避難行動要支援者名簿作成事務であって規則で定めるもの | 住民票関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者関係情報であって規則で定めるもの |
| 5 | 市長 | 健康診査及びがん検診事業の実施に関する事務（健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務を除く。）であって規則で定めるもの | 住民票関係情報、生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| 6 | 市長 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知）により実施する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの | 住民票関係情報、地方税関係情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの |
| 7 | 市長 | 松浦市公営住宅条例（平成18年松浦市条例第162号）による単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの | 住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| 8 | 市長 | 松浦市特定公共賃貸住宅条例（平成18年松浦市条例第163号）による特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で | 住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報であって規則で定めるもの |

| | | | |
|----|----|---|--------------------------------------|
| | | 定めるもの | |
| 9 | 市長 | 松浦市再開発住宅条例（平成18年松浦市条例第164号）による再開発住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの | 住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| 10 | 市長 | 松浦市定住促進住宅条例（平成21年松浦市条例第40号）による定住促進住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの | 住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| 11 | 市長 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報であって規則で定めるもの |

別表第3（第5条関係）

| 番号 | 情報照会機関 | 事務 | 情報提供機関 | 特定個人情報 |
|----|--------|--|--------|--|
| 1 | 市長 | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施等に関する事務であって規則で定めるもの | 教育委員会 | 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの |
| 2 | 市長 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置についてにより実施する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの | 教育委員会 | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの |
| 3 | 教育委員会 | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの | 市長 | 住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの |

| | | | | |
|---|-------|---|----|--|
| | | | | もの |
| 4 | 教育委員会 | 松浦市児童生徒等就学援助事務取扱要綱による援助に関する事務であって規則で定めるもの | 市長 | 住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの |